

履修科目の上限超過登録申請について

申請を希望する学生は、下記のとおり手続きを取って下さい。

記

- 1 対象学生 平成13年度以降の入学者
- 2 申請資格 別紙のとおりです。
- 3 申込方法 各自、要件を満たしていることを確認のうえ、
「履修科目の上限超過登録申請書」に学業成績表のコピー
を添えて、4月15日（木）までに工学研究科教務学生係
へ提出してください。

なお、「履修科目の上限超過登録申請書」は、工学研究科教
務学生係で配付します。
- 4 審査結果 各学科から個々に通知します。

平成22年3月 工学研究科教務学生係

履修科目の登録の上限を超えて登録することができる者の基準について

(平成17年2月18日工学部教授会決定)

本学部学生が次の要件を満たした場合は、2年次生及び3年次生に限り、当該年度における履修科目の登録の上限を超えて登録することができる。ただし、電気電子工学科の学生は、当該年度における履修科目の登録の上限を超えて登録することはできない。

この登録を希望する者は、「履修科目の上限超過登録申請書」を所定の期日までに所属学科へ提出し審査を受けなければならない。審査の結果、要件を満たしていると認定された者に限り、当該年度の履修科目の上限を越えた登録が認められる。

各学科における超過登録要件は次のとおりである。

建築学科

前年度に42単位以上を取得し、その科目数の70%以上が優であって、可が4単位以下であること。

市民工学科

前年度に取得した単位数が36単位以上であり、その成績の80%以上が優であること。

機械工学科

1. 2年次生の超過登録要件

1年次に取得した単位が40単位以上であり、その成績の80%以上が優であること。

1年次に配当されている必修科目の単位をすべて取得していること。

2. 3年次生の超過登録要件

2年次に取得した単位が40単位以上であり、その成績の80%以上が優であること。

1年次および2年次に配当されている必修科目の単位をすべて取得していること。

応用化学科

前年度に開講された応用化学科指定の必修科目（全学共通科目を含む）および選択必修科目をすべて取得し、その全科目の成績の90%以上が優であること。

ただし、前年度に履修科目の登録の上限を超えて登録した者については、学科の修学指導に基づき履修した科目をすべて取得し、その全科目の成績の90%以上が優であること。

情報知能工学科

前年度に取得した単位数が、必修科目を全て含み36単位以上であり、その成績の80%以上が優であること。